

令和5年度熊本県中学校総合体育大会開催基準(案)

1 目的

熊本県中学校総合体育大会(以下、「大会」という。)は、中学校教育の一環として、中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、学校体育の振興とスポーツの正常な発展ならびに体力・技能の向上とアマチュア精神の高揚を図り、心身ともに健全な中学校生徒を育成するとともに中学校生徒相互の親睦を図るものである。

2 主催 熊本県中学校体育連盟・熊本県教育委員会・会場地教育委員会

3 後援 (公財)熊本県スポーツ協会(各競技団体)・(一財)熊本県PTA教育振興財団

4 主管 会場地中学校体育連盟

5 開催競技

(1) 男子は、陸上、体操、新体操、水泳、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、ハンドボール、ソフトボール、サッカー(女子の参加)、軟式野球(女子の参加)、卓球、バドミントン、柔道、剣道、相撲、駅伝、ラグビー(女子の参加)、空手道、弓道、テニスの21競技とする。

(2) 女子は、陸上、体操、新体操、水泳、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、ハンドボール、ソフトボール、バドミントン、卓球、柔道、剣道、駅伝、空手道、弓道、テニスの17競技とする。

6 開催期日

(1) 夏季大会は7月に開催し、原則として、初日(午前中)に総合開会式(競技開始式を兼ねる)を行う。各競技2日間で終了することを原則とする。ただし、サッカー、軟式野球、ラグビーについては3日間開催とする。

(2) 駅伝競走大会は、11月に開催し、2日間で終了する。

(3) 変更の必要がある場合には、評議員会にて決定する。

7 開催地

各競技で3ブロック(県北・県央・県南)に分けて、持ち回りで開催する。開催については、3年毎に選考決定する。ただし、変更がある場合には評議員会にて審議し、決定する。

8 参加資格

(1) 参加者は、県内郡市中学校体育連盟(以下、「中体連」という。)に加盟し、学校教育法に基づく当該中学校生徒であること。

(2) 郡市中体連主催大会において、当該競技要項により、県大会参加資格を得たチーム、または個人とする。但し、駅伝競走を除いて一人1競技の出場とする。

(3) チームの編成は、単一学校で編成されたものとする。ただし、参加資格の特例により、別に定める複数校合同チーム編成規程に適合すると認められた場合に、合同チームの参加を認める。

(4) 個人戦出場者は、(2)項の個人戦大会より選抜された者とする。

(5) 参加生徒の引率・部長・監督は当該校の校長・教員・部活動指導員とし、教員・部活指導員以外のコーチについては『教員外指導者に関わる大会参加資格』を踏まえて、校長が認めた者とする。

(6) 本大会において九州・全国大会への参加資格を得たチームまたは個人は、九州・全国大会に参加する義務を負うものとする。特別な事情(けが・病気等)により棄権する場合は、県中体連会長の承認を得なければならない。

(7) 参加する生徒は大会要項を遵守し、マナーを守ること。

(8) 大会に出場するチーム・選手の引率者・監督・部活動指導員・教員外指導者等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等(以下、暴力等)により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。校長は、この点を確認して、大会申込書を作成する。なお、教員外指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

(9) 拠点校部活動や地域クラブ活動の参加資格の特例については、熊本県中学校総合体育大会開催基準「特

別規程」による。

9 参加料

参加選手一人につき700円とする。(但し、駅伝は除く。)

10 参加制限

(1) 団体競技は、各郡市代表・比例代表制15チーム、また地域クラブ活動1チームによる合計16チームとし、以下の手順によって決定する。

- ①各郡市大会参加チーム数(該当年度を含む3年間)の平均値①を算出
- ②①の数値が全郡市に占める割合を算出…②
- ③[15チーム選出]②×15チームの数値③により各郡市の出場枠を決定する。
- ④地域クラブ活動の参加は1チームとする。原則、各競技協会や連盟からの選考とする。

【出場枠について】

③の数値	0~1.99	2.00~2.99	3.00~3.99	…
各郡市出場枠	1	2	3	…

- ※1 出場枠の和が15チーム以上となった場合、③の数値(小数点以下)が最も高い数値の郡市から優先順位をつける。(ただし、1以上の数値のみ対象とする)
- ※2 ※1の数値が同値の場合は、当該各郡市中体連参加総数(競技ごと)を算出し、優先順位をつける。
- ※3 ③の手順を行った結果、15チーム以上が選出された場合、出場枠が2チーム以上ある郡市を比較し、③の数値(小数点以下)が最も低い郡市から枠を調整する。

- (2) 陸上競技、水泳、体操、新体操、相撲、駅伝競走、弓道、テニス、ラグビー、柔道・ソフトボールの参加制限は、当該競技の大会要項による。ただし、参加制限の変更については評議員会の承認を得た場合のみ認める。
- (3) 上記項目以外の出場数については、専門部長は県中体連会長と協議し決定する。
(2チーム出場該当郡市中体連は、郡市中体連理事長より専門部長に申し出る。専門部長は、会長と協議し決定する。)
- (4) 郡市中体連の合併に伴う出場数は、1年に限り2チームの出場を認める。原則、2チームについては旧中体連から1チームずつとするが、当該中体連の判断で決定する。
- (5) 個人競技は次のとおりとする。
 - ①原則として、性別・部別・階級別に郡市中体連、地域クラブ活動2名(2ペア)とする。但し、熊本市中体連より4名(4ペア)の出場を認める。これ以外の出場数については、当該競技専門部長が申請し、評議員会の決定を受けて県中体連会長が承認した競技のみ認める。
 - ②水泳は、県中体連制定の標準記録を突破した者とし、一人2種目以内(リレを除く)とする。
 - ③陸上は、県中体連制定の標準記録を突破した者とし、原則一人1種目(リレを除く)とする。また、所属推薦枠を設定し、その参加制限については陸上競技大会要項による。
- (6) 大会初日の受付、または監督会議までに参加資格を得たチームの選手が負傷した時、郡市中体連会長の承認を受けて補充することができる。但し、ソフトテニスは競技規則に則る。また、地域クラブ活動においては県中体連会長の承認を受けて補充するものとする。
- (7) (5)については、当該競技の大会要項による。

11 大会要項

- (1) 大会要項(競技別)は、専門部長が原案を作成し、総務理事会で審議し、評議員会で決定する。
- (2) 県中体連事務局より県中体連ホームページに掲載する。

12 参加申し込み

大会要項規定により参加資格を得たチーム及び個人は、所定の参加申し込み書に当該学校長・郡市中体連

会長の承認を得て、県中体連会長に申し込む。ただし、地域クラブ活動の参加申し込みについては責任ある代表者・各競技団体長の承認を得て、県中体連会長に申し込む。申し込み期日は、代表者会当日までとする。

代表者会（抽選会）は、夏季大会については1週間前、駅伝競走大会については、2週間前にすることを原則とする。

13 表彰

優勝チームに、賞状・優勝旗と登録選手に賞状を授与する。第2位・第3位に、賞状を授与する。但し、優勝旗は持ち回りとする。

14 大会役員

名誉会長	熊本県教育長
会長	熊本県中学校体育連盟会長
副会長	熊本県中学校体育連盟副会長 ・ 各郡市中学校体育連盟会長
顧問	熊本県知事 (公財)熊本県スポーツ協会会長 熊本県議会議長 熊本県議会教育警察常任委員長 熊本県PTA連合会会長 (一財)熊本県PTA教育振興財団理事長 前県中体連会長(1年間)
参与	熊本県教育庁教育理事 熊本県教育庁教育総務局長 熊本県教育庁県立学校教育局長 熊本県教育庁市町村教育局長 熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課長 熊本県教育庁市町村教育局義務教育課長 熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課長補佐 熊本県中学校長会会長 前県中体連理事長(1年間)
大会委員長	熊本県中学校体育連盟理事長
大会副委員長	熊本県中学校体育連盟副理事長 各郡市中学校体育連盟理事長
大会委員	熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課係長 熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課指導主事 熊本県中学校体育研究会理事長 熊本県中学校体育連盟専門部長
競技役員	省略 (会場地主管中体連および中体連競技部(各郡市専門理事・専門委員)で決定する。)
開会式役員	省略 (会場地主管中体連および中体連競技部(各郡市専門理事・専門委員)で決定する。)

付 記

大会運営を円滑に行うため、各担当者は次の事柄をする。

*会場地中体連及び実行委員会

- 1 各競技会場・代表者会場の確保・借用内諾(減免等申請も)*別紙「大会会場借用について」参照
- 2 開・閉会式の企画・運営
- 3 大会運営費の配当及び執行
- 4 大会役員の依頼(*地元役員関係)
- 5 大会本部の設置(*記録本部の設置)
- 6 会場救護員の配当・依頼内諾
- 7 事業報告(組み合わせ・成績・会計報告)
- 8 その他 大会運営に必要な事柄

* 専門部長

- 1 大会競技別要項作成
- 2 専門委員会の運営
- 3 総合体育大会該当競技の運営・会場借用本申請および打合せ
- 4 競技役員の依頼(会場主任、コート主任、審判員、補助員、記録員等)
- 5 代表者会時の該当競技の運営(要項確認、組み合わせ方法、抽選等)
- 6 大会要覧(該当競技プログラム)の作成
- 7 表彰の準備(優勝旗・賞状の確認)
- 8 九州大会関係
 - (1) 参加申し込みの世話役及び参加者のチーム名・選手名の報告
 - (2) 九州専門委員会への出席・実績報告(内容、出場者、成績等)
 - (3) 熊本県中体連主管九州大会の運営
- 9 全国大会関係
参加申し込みの世話役及び参加者の報告(学校、選手名、成績等)
- 10 その他
円滑な運営をするために必要な事柄

※ 大会要項決定の手順

○第五回専門部長会で、次年度の大会要項を提案。



○第五回総務理事会で、検討。



○第二回評議員会で決定。(変更があった場合、第一回評議員会で決定)



○専門委員会で、県専門部長は郡市専門理事へ、県大会の要項の確認をし、周知徹底を行う。

[付 則]

- 平成21年2月3日(評議員会)8参加制限(1)[特設制限]の挿入
平成22年4月30日(評議員会)8参加制限(1)①、③、④、⑤ 改正文書挿入
平成24年5月2日(評議員会)13大会役員 顧問、参与、大会役員 改正文書挿入
平成25年5月2日(評議員会)7開催期日(2)2日間→1日間 改正
平成26年5月2日(評議員会)9参加制限 20チーム→17チーム 改正
平成27年2月5日(評議員会)9参加制限 参加チーム→設置校からの参加チーム数 改正
6開催競技種目 ラグビーに(女子の参加可)挿入
平成29年2月1日(評議員会)8開催地 5ブロックへ文書改正
10参加料 追加
平成30年4月27日(評議員会)9参加資格 部活動指導員を挿入
11参加制限(5)ハンドボールの記載削除
平成31年4月26日(評議員会)9参加資格(7)暴力等における指導者の対応について追加
令和2年1月29日(評議員会)11参加制限(5)ソフトボールの記載削除
令和3年2月2日(評議員会)7開催期日(4)開催期日の変更について 追加
令和4年1月27日(評議員会)7開催期日(1)・8開催地・11参加制限(1)(2)・12大会要項(2)
13参加申し込み・15大会役員 改正
令和5年1月26日(評議員会)6開催期日(2)削除・8参加資格(2)陸上削除(3)(7)追記(8)文言訂正(9)
追記・10参加制限(2)陸上競技、水泳追記(5)③訂正(6)または監督会議追記
(7)(8)削除・10参加制限(1)④(2)(5)(6)追記・12参加申し込み追記・14大
会役員 特別規定追記 改正

熊本県中学校総合体育大会開催基準「特別規程」(R5案)

I 参加資格の特例「開催基準8(9)」

- (1) 学校教育法134条の各種学校(1条に掲げるもの以外)に在籍し、熊本県中学校体育連盟に認定された団体の生徒であること。
- (2) 参加を希望する拠点校部活動・地域クラブ活動は、下の「参加資格の特例」、大会参加を認める条件及び大会参加に際し守るべき条件を遵守することで出場を認める。

□拠点校部活動

「熊本県中学校総合体育大会拠点校部活動参加規程」

(1) 趣旨

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がないこと、専門的に指導できる指導者がいないこと等の場合に参加を希望する生徒を市町村内の一つの学校が受け入れるというものである。市町村もしくは都道府県教育委員会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。なお、拠点校部活動(以下拠点校という)で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

(2) 条件

- ① 熊本県中学校体育連盟が定める「拠点校部活動規定」に該当している。
- ② 参加者は、開催年度の大会開催基準8の参加資格を満たしている。
- ③ 拠点校は、熊本県中学校体育連盟に加盟している。
- ④ 拠点校としての大会参加が、熊本県中学校体育連盟に承認されている。
- ⑤ 参加申し込み手続きは該当校の校長が行う。
- ⑥ 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とする。

「拠点校部活動規定」

1 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、市町村教育委員会または熊本県教育委員会(以下、事業主体)とする。

実施主体は、市町村立中学校・義務教育学校とする。

2 実施対象校

実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

3 実施期間

原則1年間(年度単位)とするが、継続も拒まないものとする。もしくは、事業主体の判断に委ねる。

4 実施上の留意点

原則は、事業主体の作成した実施上の留意点によるものとする。

(1)参加の承認

生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定・生活指導に同意すること。

(2)大会等への参加

登録については(拠点校のみの登録か関係学校すべての登録)、事業主体の判断に委ねる。大会参加等の連絡は、拠点校が対応する。

(3)拠点校の移動

拠点校の移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

(4)安全管理

- ・在籍校から拠点校への移動は、在籍校の指示による。
- ・活動中は、拠点校の規則・顧問の指示に従う。
- ・在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動・及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。

□地域クラブ活動

- 1 地域クラブ活動に所属し、熊本県中学校体育連盟に認定された団体の生徒であること。
- 2 熊本県中学校総合体育大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
 - (1) 熊本県中学校総合体育大会への参加を認める条件
 - ア 熊本県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること。
 - ウ 地域スポーツ団体等にあつては、日常的・継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
 - エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）『』（平成30年3月スポーツ庁発出）の「2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日等の設定」を遵守していること。
 - オ 熊本県下の中学校に在籍し、本県の各競技団体もしくは中央競技団体に登録し、熊本県中学校体育連盟に認定されていること。
 - カ 熊本県中学校総合体育大会や選考会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - キ 地域クラブ活動で熊本県中学校総合体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
 - ク 地域クラブ活動の指導者は、各中央競技団体の倫理規程等に基づいて、各県各競技団体等から処分を受けていない者であることとする。
 - キ 令和5年度熊本県中学校総合体育大会地域クラブ活動の参加資格の特例「各競技認定規定」を満たしていること。
- (2) 熊本県中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 熊本県中学校総合体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項・細則等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 熊本県中学校総合体育大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 熊本県中学校総合体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
 - エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数チームの参加はできない）。
 - オ 地域クラブ活動の監督が、複数チームに登録することは認めないものとする。
- (3) 参加を認めない場合
 - ア 熊本県中学校総合体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。
 - ※1 この特例は、令和5年4月1日より施行する（令和5年1月26日第2回評議員会決定）。
 - ※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。
 - ※3 この特例は、今後も検討を続けていく

(3) 運動部活動地域移行により、市町村や市町村教育委員会が運営を認めているチームは出場できる。

2 団体競技・個人競技における出場枠「開催基準10(1)」

- (1) 実施競技や参加種別(団体・個人)については、原則(公財)日本中学校体育連盟が示すものとする。
- (2) 熊本県中学校体育連盟、または競技団体等による選考会等により決定する。
- (3) 出場枠については、団体1枠、個人2枠を原則とする。ただし、該当競技によりこれ以外の出場数について検討の必要がある場合は、当該競技専門部長が申請し、評議員会の決定を受けて県中体連会長が承認した競技のみ変更を認める。